

令和3年度

枕崎市地域防災計画

枕崎市防災会議

令和3年度

枕崎市地域防災計画
(一般災害対策編)

枕崎市防災会議

一般災害対策編目次

第1編 総則

第1章 計画の目的等	1-1- 1
第2章 防災の基本方針	1-2- 1
第3章 防災機関の業務の大綱	1-3- 1
第4章 枕崎市の地勢及び災害記録	1-4- 1
第5章 災害の想定	1-5- 1

第2編 災害予防

第1章 災害に強い施設等の整備	2-1- 1
第1節 土砂災害等の防止対策の推進	2-1- 1
第2節 河川災害・高潮災害等の防止対策の推進	2-1- 7
第3節 防災構造化の推進	2-1-10
第4節 建築物災害の防災対策の推進	2-1-13
第5節 公共施設の災害防止対策の推進	2-1-15
第6節 防災研究の推進	2-1-18
第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	2-2- 1
第1節 防災組織の整備	2-2- 1
第2節 通信・広報体制（機器等）の整備	2-2- 5
第3節 気象観測体制の整備，観測資料の活用	2-2- 7
第4節 消防体制の整備	2-2- 8
第5節 避難体制の整備	2-2-11
第6節 救助・救急体制の整備	2-2-23
第7節 交通確保体制の整備	2-2-26
第8節 輸送体制の整備	2-2-29
第9節 医療体制の整備	2-2-31
第10節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備	2-2-33
第11節 複合災害対策体制の整備	2-2-41
第12節 災害対策基金管理体制の整備	2-2-41

第3章 市民の防災活動の促進	2-3- 1
第1節 防災知識の普及啓発	2-3- 1
第2節 防災訓練の効果的实施	2-3- 5
第3節 自主防災組織の育成強化	2-3- 9
第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	2-3-13
第5節 防災ボランティアの育成強化	2-3-14
第6節 企業防災の推進	2-3-16
第7節 要配慮者の安全確保	2-3-17

第3編 災害応急対策

第1章 活動体制の確立	3-1- 1
第1節 応急活動体制の確立	3-1- 1
第2節 情報伝達体制の確立	3-1- 9
第3節 災害救助法の適用及び運用	3-1-12
第4節 広域応援体制	3-1-16
第5節 自衛隊の災害派遣	3-1-19
第6節 技術者、技能者及び労働者の確保	3-1-24
第7節 ボランティアとの連携等	3-1-27
第2章 警戒避難期の応急対策	3-2- 1
第1節 気象警報等の収集・伝達	3-2- 1
第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達	3-2- 8
第3節 広報	3-2-14
第4節 水防・土砂災害等の防止対策	3-2-19
第5節 消防活動	3-2-21
第6節 避難の指示、誘導	3-2-23
第7節 救助・救急	3-2-34
第8節 交通確保・規制	3-2-36
第9節 緊急輸送	3-2-39
第10節 緊急医療	3-2-43
第11節 要配慮者への緊急支援	3-2-51

第3章 事態安定期の応急対策	3-3- 1
第1節 避難所の運営	3-3- 1
第2節 食料の供給	3-3- 5
第3節 応急給水	3-3-10
第4節 生活必需品の給与	3-3-12
第5節 医療	3-3-16
第6節 感染症予防, 食品衛生, 生活衛生対策	3-3-18
第7節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	3-3-21
第8節 行方不明者の搜索, 遺体の処理等	3-3-26
第9節 住宅の供給確保	3-3-31
第10節 文教対策	3-3-36
第11節 義援金・義援物資等の取扱い	3-3-41
第12節 農林水産業災害の応急対策	3-3-43
第13節 動物保護対策	3-3-45

第4章 社会基盤の応急対策	3-4- 1
第1節 電力施設の応急対策	3-4- 1
第2節 ガス施設の応急対策	3-4- 4
第3節 水道施設の応急対策	3-4- 7
第4節 下水道施設の応急対策	3-4- 9
第5節 電気通信施設の応急対策	3-4-11
第6節 道路・河川等の公共施設の応急対策	3-4-12

第4編 特殊災害

第1章 海上災害対策	4-1- 1
第1節 予防対策	4-1- 1
第2節 応急対策	4-1- 3
第2章 鉄道事故対策	4-2- 1
第1節 予防対策	4-2- 1
第2節 応急対策	4-2- 1

第3章 道路事故対策	4-3- 1
第1節 予防対策	4-3- 1
第2節 応急対策	4-3- 3
第4章 ヘリポート災害対策	4-4- 1
第1節 予防対策	4-4- 1
第2節 応急対策	4-4- 2
第5章 危険物等災害対策	4-5- 1
第1節 予防対策	4-5- 1
第2節 応急対策	4-5- 3
第6章 林野火災対策	4-6- 1
第1節 予防対策	4-6- 1
第2節 応急対策	4-6- 2
第5編 災害復旧・復興	
第1章 公共土木施設等の災害復旧	5-1- 1
第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	5-1- 1
第2節 激甚災害の指定	5-1- 2
第2章 被災者の災害復旧・復興支援	5-2- 1
第1節 被災者の生活確保	5-2- 1
第2節 被災者への融資措置	5-2- 8

第1編 総 則

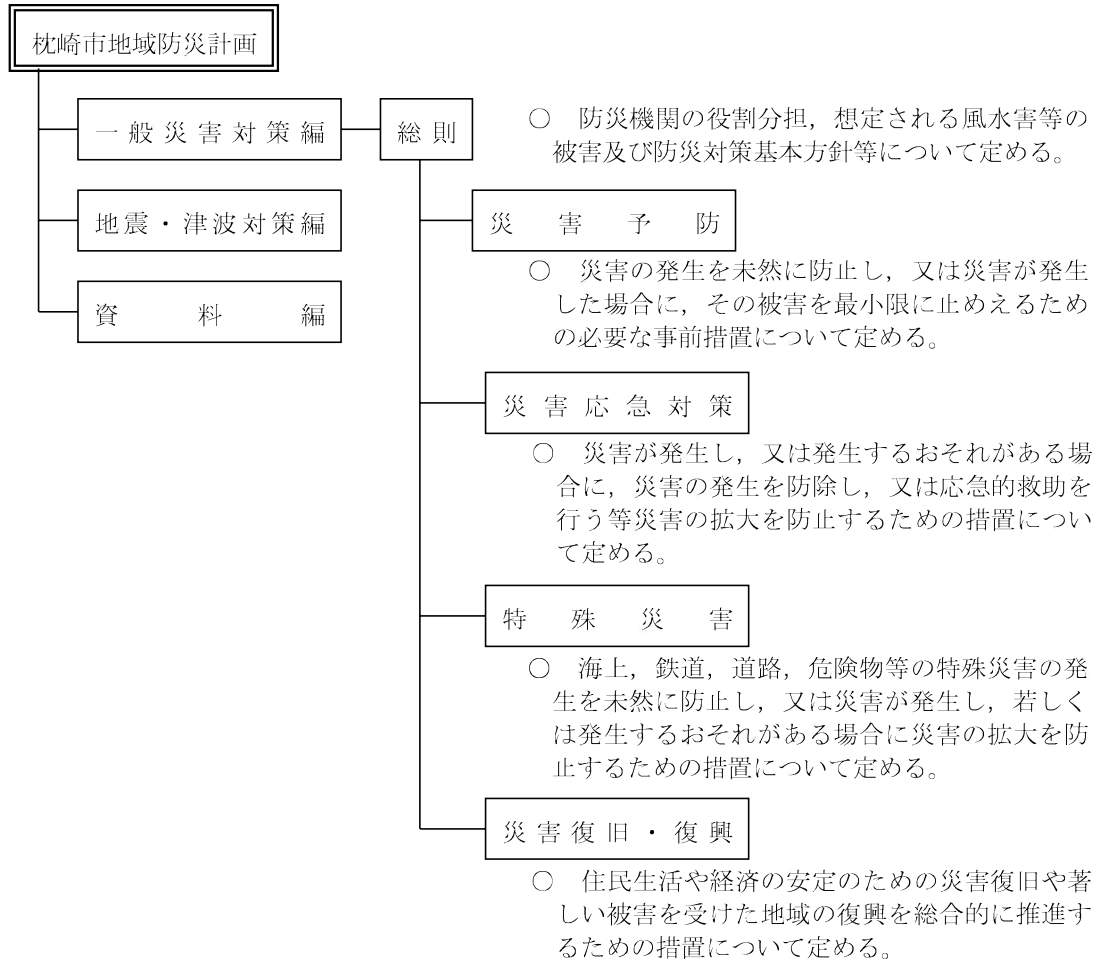
第1章 計画の目的等

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、枕崎市防災会議が作成する計画であって、市、防災関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、市域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、枕崎市防災会議が作成する「枕崎市地域防災計画」の「一般災害対策編」である。



第5節 公共施設の災害防止対策の推進（市民生活課，農政課，建設課，水道課，水産商工課）

上・下水道，電力，ガス，通信等のライフライン施設，道路・橋梁，港湾・漁港等の公共施設等は，地域生活の根幹をなすものであり，これらが災害により被害を受け，機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きく，特にライフラインの被災は，安否確認，住民の避難，救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから，市及びライフライン事業者は，ライフライン施設や廃棄物処理施設について，風水害等の災害に強い施設を整備するとともに，適確な維持管理に努めるなど災害が発生したときも被害を最小限にとどめ，早期復旧が図られるよう，系統多重化，拠点の分散，代替施設の整備等による代替性の確保など施設の災害防止対策を推進する。また，県は，広域行政主体として，地域社会の迅速な復旧を図るため，多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。

廃棄物処理施設については，大規模災害時に稼働することにより電力供給や熱供給等の役割も期待できることから，始動用緊急電源のほか，電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第1 上水道施設の災害防止

1 災害に強い水道施設の整備の推進

上水道施設は，生命の維持や日常生活に不可欠なため，各水道事業者は，災害に備え機能が保持できるよう施設整備を行っているが，今後，特に施設の更新時を捉えて耐震化を推進するとともに，引き続き，以下の対策により，被害発生の抑制と影響の最小化を図り，災害に強い水道施設の整備を推進する。

- (1) 水源施設，管路施設等の水道供給システムの整備・強化
- (2) 老朽化した水道施設，管路施設等の点検・補修の推進
- (3) 水道施設の耐震化・停電対策の推進
- (4) 浸水のおそれのある水道施設における対策の推進
- (5) 土砂崩壊による被災のおそれがある水道施設における対策の推進
- (6) 給水区域の分割における配水管網のブロック化の推進
- (7) 系統間の相互連絡管の整備による広域的なバックアップ体制の推進

2 復旧用資機材，応急給水施設等の整備の推進

被災時の復旧用資機材，被災者への応急給水施設等の整備を推進する。

第2 下水道施設の災害防止

1 老朽施設，管路施設等の点検・補修

下水道施設について、これまでも災害に備え、機能が保持できるよう施設整備を行って
いるが、引き続き次の対策を推進し、災害に強い下水道施設の整備対策に努める。

- (1) 老朽化した施設、管路施設等の点検・補修等の推進
- (2) 広域的なバックアップ体制の推進
- (3) 処理場等の耐震化・停電対策の推進

第3 港湾・漁港施設の災害防止

1 拠点港湾機能の確保

港湾・漁港施設は、災害時の緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送にあてられることから、港湾・漁港管理者は、対象地域の拠点港湾・漁港を指定し、施設の点検や防災対策事業の計画的な実施に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する。

2 港湾・漁港施設の機能確保

港湾・漁港施設は、海上交通ルートによる避難、救助、輸送を行う上で極めて重要な役割を果たすため、その拠点を整備しておく必要がある。

このため、港湾・漁港管理者は、特に重要な拠点港湾・漁港において、岸壁、港湾緑地、背後道路等の整備に努め、災害時の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

3 関係事業者との連携強化

港湾管理者は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化するものとする。

4 走錨等に起因する事故の防止

港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。

また、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置するものとする。

第4 道路の整備

風水害等による災害時における道路機能の確保のため、危険箇所の把握に努めるとともに、道路の防災補修工事や拡幅整備等を推進する。

1 道路防災点検等の実施

風水害等による災害等の発生に備え、道路へのがけ崩れや道路崩壊等の危険がないか、県及び関係機関と協力して道路防災点検を実施し、危険箇所の把握に努める。